木材・プラスチック再生複合材 グリーン購入法特定調達品目判断基準

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成 30 年 2 月 9 日閣議決定)において「木材・プラスチック再生複合材製品」が特定調達品目として指定されました。 この基本方針において、JIS A5741 認証(R60 以上)を取得した木材・プラスチック再生複合材(WPRC)製品は特定調達品目として判断の基準を満たすことが明示されました。

さらに平成31年2月8日閣議決定で従来、都市公園に限定されていた判断基準の対象と なる範囲が自然公園を含めた公園へ拡大されました。

表1(抜粋)

特定調達品目名	/\	¥ z	品 目 名		品目ごとの
	分	類	(品目分類)	(品目名)	判断の基準
21. 公共工事	資	材		木材・プラスチック再生複合材製品	表 2

表 2 (抜粋)

品目分類	品目名	判断の基準等
木材・プラスチック 複 合 材 製 品	木材・プラスチック再生複合材製品	【判断の基準】 ①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ②原料として使用される木質原料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題が無いこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に、支障を来さないものであること。 【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

- 備考 1. 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、 公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
 - 2. 判断の基準①②及び③については、JIS A5741 で規定されている「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
 - 3. 判断の基準①②及び④については、JIS A5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」
 - 4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60、R70、R80 及び R90 は本基準を満たす。

- 補足) ・用語: 木材・プラスチック複合材製品 = WPC 製品、木材・プラスチック再生複合材製品 = WPRC 製品
 - ・「リサイクル材料等」詳細については、JIS A5741(2016)「5 原料」の内容をご確認下さい。
 - ・建築外装工事、道路整備工事、及び河川工事での使用は、本項判断の基準の対象外となります。
- 注意)・JIS A5741 への適合証明は、JIS A5741 に規定される梱包ラベル表示、及び認証取得に関する各種証明書による方法、もしくは、JIS Q1000 自己適合宣言による 2 通りの方法があり、どちらも産業標準化法により、認証取得方法自己適合宣言方法等が明確化されています。

これらによらず、JIS 認証取得済であるかのような紛らわしい表示をした製品については産業標準化法違反、不当景品類及び不当表示防止法違反となり罰則・罰金が科せられる可能性があるため、原材料・部品提供業者、製造業者、輸入業者、販売業者の方は注意が必要です。

- ・購入者の方は適正な証明方法による適合性の確認、例えば JIS 認証取得(R60以上)の有無などで、必ず適合性の確認をしてください。
- ・尚、平成30年3月現在、普及部会会員・非会員を問わず、自己適合宣言を行っている企業はありません。
- ※「JIS 準拠」や「JIS 相当」等を謳い試験結果等のみ表示しているものは、JIS 認証取得及び自己適合宣言による製品ではありませんのでご注意下さい。
- ※木材・プラスチック再生複合材普及部会調べ
- ・エコマーク No.137「分類 D-2 ~木材・プラスチック再生複合材~」については、基準項目・ 要件等が異なるためエコマーク取得のみでは、判断の基準の証明とはなりませんので、あわせ てご注意ください。

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会内 木材・プラスチック再生複合材普及部会 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 TEL 03-5640-0901 FAX 03-5640-0905

https://wprc.info/